

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和4年12月1日（木曜日）

予算・決算委員会

日時 令和4年12月1日（木曜日）午前11時40分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第132号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（16名）

委員長 丸山隆弘 副委員長 鈴木達雄
委員 カークランド陽子 今泉吉孝 竹下修平 齊藤竜也
佐宗龍俊 鈴木長良 浅尾洋平 柴田賢治郎 小野田直美
山田辰也 村田康助 山口洋一 滝川健司 中西宏彰
議長 長田共永

欠席委員（1名）

委員 小林秀徳

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 田中秀典 議会事務局次長 阿部和弘 議事調査課長 後藤知代
書記 請井悠人

開 会 午前11時40分

○丸山隆弘委員長 ただいまから、予算・決算委員会を開会します。

本日は、小林秀徳委員から欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

本委員会は、本日の本会議において本委員会に付託されました、第132号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第7号）の1議案を審査します。

審査は説明を省略し、ただちに質疑に入ります。

質疑は、配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭にお願いします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に行うものとし、新規の質疑は行わないようお願いいたします。

第132号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、質疑通告に従いまして質疑をさせていただきます。第132号議案 令和4年度新城市一般会計補正予算（第7号）です。

歳出3款3項10目子育て世帯臨時特別給付金給付事業費、新型コロナウイルス対策事業13ページになります。3点あります。

1点目は、愛知県子育て世帯臨時特別給付金給付事業の4,710万8千円の主な内容を伺います。

2点目、市子育て世帯臨時特別給付金給付事業の4,595万7千円の主な内容を伺います。

3点目、今回の特別給付金給付事業の対象者の数、給付金額を伺います。また、給付対象となる子育て世帯の基準・要件等を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 3問、御質疑い

ただきましたので、順次お答えさせていただきます。

1点目の、愛知県子育て世帯臨時特別給付金給付事業の4,710万8千円の主な内容についてですが、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、令和4年9月分児童手当受給者を対象に、愛知県子育て世帯臨時特別給付金を支給するものです。

主な内容としましては、時間外勤務手当、システム改修業務委託料、臨時特別給付金です。

2点目の、市子育て世帯臨時特別給付金給付事業の4,595万7千円の主な内容についてですが、県事業の上乗せ分である令和4年9月分の児童手当受給者及び県事業の対象外となる、令和4年9月1日以降令和5年4月1日までの新生児を養育している児童手当受給者及び9月以降児童手当の支給対象となる転入者に、市独自で臨時特別給付金を支給するものです。

主な内容としましては、案内通知等郵送料、臨時特別給付金です。

3点目の、今回の特別給付金給付事業の対象者の数と給付額、また、給付対象となる子育て世帯の基準・要件についてですが、対象者の数と給付額は、県事業分が受給者2,600人、支給対象児童4,408人で4,408万円。市事業分は、受給者2,744人、支給対象児童4,592人で、4,592万円です。

給付対象となる子育て世帯の基準・要件は、県・市事業ともに令和4年9月分の児童手当の受給者が対象で、対象児童1人につき2万円を支給します。また、市独自で、令和4年9月1日以降令和5年4月1日まで新生児を養育している児童手当受給者及び9月以降児童手当の支給対象となる転入者に、対象児童1人につき1万円を支給します。いずれも、児童手当の所得制限を超えた方は対象外となります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 大枠理解いたしました。

児童手当をもらっている方への支給ということで、県と市合わせて幾らになるのか伺います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 令和4年9月分の児童手当受給者に対しては、県が1万円で市のほうが1万円の2万円支給されて、それ以外の新生児及び転入者については、市独自で児童1人当たり1万円を支給するものです。

以上です。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。基本は2万円給付するというようなことだと思います。

今、コロナで大変苦しい生活状況の中での子育てへの給付ということで、非常に対象者はありがたいかなというようには思っています、助かると思います。電気代も水道代も、生活用品もどんどん上がっていますから、いいかなとは思いますが、まず、手続き方法というのはどのような形になるのか、申請が要するのか要らないのか、その辺を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 児童手当受給者については、プッシュ型支給になりますので申請不要になりますが、公務員については申請の手続きが必要になります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 では児童手当をもらっている方は手続き不要ということで、自動的にどうか、くれるという状況になるのかなと思います。

あと、公務員のほうは申請が必要ということですが、この方にはちゃんと周知して、申請する方はしてもらおうというような、内部的なのか、手続き上、周知は行っているのかどうか、その辺を教えてください。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 公務員につきましては、愛知県から各官公庁へ直接周知をするほか、市のほうから昨年度の給付対象者に御案内をさせていただくのと併せて、市のホームページ、広報ほのかで周知をさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。公務員の方にも周知をして、申請する方はしてもらおうというような手続きを踏むということで理解いたしました。

3番のほうの子育て世帯の基準と要件のほうも聞かせてもらったのですが、子育て世帯ということではあるのですが、今、物価高騰で、また賃金も上がらないというところで本当に大変な状況であります。その中で、子育てしているのが児童手当をもらっている世帯だけではないと思うのです。例えば高校生がいる世帯とか、大学生がいるというところも子育てには入るのではないかと思うのですが、そういった高校生以上の世帯というのは対象とならないのか伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 今回の対象者や所得制限については、これまでの国の臨時特別給付金の内容や県事業の内容を考慮して設定したものになります。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 つまり、高校生の子育てをしている世帯は対象にならないということだと思います。

やはり高校生を持つ親としても、塾代とか食事代、習い事、交通費、授業料等もあります。教育費も、高校生でも親が持つわけです。ですから結構お金がかかるのですね。小中はいろいろ、義務教育という形で補完されることもあるのですが、やはり高校生以上のお子さんを持つ世帯にも、子育てしているわけですから、そこにも応援するという目を向ける必要があると思います。

そういう中で、今回、この事業を予算化するに当たって、そういった小中学校のお子さん対象というのも分かります。それは僕も賛成ですが、今、子どもが少なくなっているこの新城で、子は宝というような視点を持って、市独自で高校生の世帯、また大学生の世帯の親についても、こういった支援をやろうというような目線はないのかなと思うのですが、そういった認識というのは持つべきだと思うのですが、市の認識を伺いたいと思います。

○丸山隆弘委員長 浅井こども未来課長。

○浅井直樹こども未来課長 認識としまして、高校生の世代や大学生のお子さんを持つ子育て世代の方についても、同じような物価高騰の影響を受けているという認識はありますが、今回の給付については、これまでの国の給付金や県の事業等を見まして、設定のほうをさせていただきます。

○丸山隆弘委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

以上で、第132号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔発言する者なし〕

○丸山隆弘委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第132号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認めます。

よって第132号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山隆弘委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会します。

閉 会 午前11時53分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 丸山隆弘